

告示

埼玉県告示第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越駅前脇田ビル

埼玉県川越市脇田町百三番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）九千四百三十六平方メートル

（変更後）八千九百九十二平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九三台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）株式会社東武ストア他 午前七時から翌午前一時

ソフトバンクモバイル株式会社 午前十時から午後九時

イー・ビー・シー株式会社 午前十時から午後七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前九時三十分から午後十時三十分

（変更後）駐車場一 午前六時四十五分から午後十時

駐車場二 午後九時四十五分から翌午前一時十五分

ハ 変更年月日

平成二十七年十一月十七日

ニ 届出年月日

平成二十七年三月十六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課